

新潟県条例第6号

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係） (1)・(2)（略） (3) 製造保安責任者試験等に係る手数料		別表（第2条関係） (1)・(2)（略） (3) 製造保安責任者試験等に係る手数料	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
(略)		(略)	
5 製造保安責任者試験を受けようとする者 (1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>9,300円</u> （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、 <u>8,800円</u> ）	5 製造保安責任者試験を受けようとする者 (1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>9,000円</u> （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、 <u>8,500円</u> ）
(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>8,700円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,200円</u> ）	(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>8,400円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>7,900円</u> ）
(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>9,300円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,800円</u> ）	(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>9,000円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,500円</u> ）
(4) 第2種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>9,300円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,800円</u> ）	(4) 第2種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>9,000円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,500円</u> ）
(5) 第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>8,700円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,200円</u> ）	(5) 第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>8,400円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>7,900円</u> ）
6 販売主任者試験を受けようとする者 (1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任	1件につき <u>7,900円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、	6 販売主任者試験を受けようとする者 (1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任	1件につき <u>7,600円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、

者試験	7,400円)	者試験	7,100円)
(2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験	1件につき6,200円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、5,700円)	(2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験	1件につき6,000円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、5,500円)
(4) (略)		(4) (略)	

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に受験願書の受付が開始される製造保安責任者試験及び販売主任者試験から適用し、同日前に受験願書の受付が開始されたこれらの試験については、なお従前の例による。